



老介発0331第3号
平成22年3月31日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課長



介護保険制度における非自発的失業者に対する保険料の減免について

今般、昨今の雇用失業情勢等を踏まえ、平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）において「国民健康保険税について、国民健康保険の被保険者が、非自発的な理由により離職した一定の者である場合において、在職中の保険料負担と比較して過重とならないよう、所要の措置を講じます。」とされたことに伴い、国民健康保険において、非自発的失業者を対象とした国民健康保険料（税）等の軽減を平成22年4月1日から行うこととし、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（平成22年政令第66号）により所要の規定の整備がなされたところです。

同令においては、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者又は同法第13条第3項に規定する特定理由離職者であって受給資格を有するもの（以下「特例対象被保険者等」という。）について、在職中と同程度の国民健康保険料（税）の負担となるよう、失業による離職の日の翌日の属する年度の翌年度の末日までの間、給与所得を100分の30として国民健康保険料（税）等を算定していただくこととしています。

一方で、65歳に達した日以後に離職した国民健康保険の被保険者及び介護保険の被保険者については、特例対象被保険者等に該当しないこと等から、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）の判断により、必要に応じて、各市町村の条例等に基づき保険料（税）の減免を行うこととしています。

つきましては、上記の趣旨を踏まえ、各市町村においては、非自発的に失業したと認められる被保険者に係る介護保険料の減免について、十分な周知を図るとともに、適切に実施していただくようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれては、貴管内の市町村に対し、本通知について周知をお願いいたします。